

【R7年度】人吉市医療機関等支援給付金（物価等高騰対策）Q&A

No	内 容	質 問	回 答
1	目的	医療機関等支援給付金（物価等高騰対策）の目的は？	物価等高騰の影響を受けて、光熱水費、燃料費等における費用が増加している医療機関等（病院、診療所（歯科含む）、薬局、施術所、助産所、歯科技工所、医薬品卸売等）の安定的な医療提供体制を確保する観点から、光熱水費、燃料費等の物価高騰に係る上昇分の一部を支援するものです。
2	目的	各区分の給付金額はどのように設定したのですか？	規模が異なる複数の医療機関等から、電気代・ガス代・燃料代・水道代の資料の提供を受け、物価高騰の影響を算出するとともに、国の支援策、九州各県の支援金額を踏まえ、県の各区分の支援金額が設定されましたので、市はその1/2としました。また、県支援金対象外の助産所及び保険診療を伴わない施術所（保健所への開設届出施設が対象）に対しても、支援を行います。
3	目的	交付された給付金の使途に指定はありますか？	使途の指定はありませんが、No.1のとおり医療機関等の負担を軽減するために交付するものですので、趣旨に沿って御活用ください。
4	対象	対象経費の「令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費等の物価高騰に係る上昇分」とはいつと比較して増加した分ですか。	「令和6年4月1日から令和7年3月31日」までの費用と、「令和7年4月1日から令和8年3月31日」までの費用を比較して、光熱水費等の対象経費が増加している場合は対象となります。
5	対象	「令和7年4月1日から令和8年3月31日」までの間に廃止される（廃止した）施設・事業所等の場合、今回の給付金を申請することができますか。	令和8年3月31日時点で廃止されている施設・事業所等は、今回の支援金の対象外です。
6	対象	現在休止中の事業所ですが、対象となりますか。	現在休止中の事業所であっても、「令和7年4月1日から令和8年3月31日」までの間に運営していた期間を有するとともに、支出する光熱水費、燃料費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）があり、かつ今後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。

7	対象施設	市町村(一部事務組合、地方独立行政法人)が開設する施設は、交付対象ですか？	交付対象ではありません。
8	対象施設	分娩を伴わない助産所であるが、対象となるか。	対象となります(人吉市独自支援)。ただし、管轄保健所への開設届をしている施設が対象のため、保健所へ開設届を行ったことが分かる書類を添付してください。
9	対象施設	受領委任取扱又は医療保険(療養費)対象ではない施術所であるが、対象となるか。	対象となります(人吉市独自支援)。ただし、管轄保健所への開設届をしている施設が対象のため、保健所へ開設届を行ったことが分かる書類を添付してください。
10	申請	同様の趣旨の支援金を県から受けている(又は受ける予定がある)のですが、市の給付金も申請することができますか？	申請することが可能です。
11	申請	同一施設で医科と歯科の両方の医療機関等コードを有しているのですが、2施設分を申請できますか？	それぞれで費用が増加しているわけではありませんので、いずれか一方のみを申請してください。
12	申請	同じ住所地(建物内)で施術室を分けることなく「あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所」と「柔道整復を業とする施術所」を併設しているのですが、2施設分を申請できますか？	それぞれで費用が増加しているわけではありませんので、いずれか一方のみを申請してください。
13	申請	助産所、施術所は「管轄保健所へ開設届を行っていることが分かる書類を添付」とあるが、こういった書類が必要か。	管轄保健所(八代保健所)への開設届のある施設が対象のため、保健所へ開設届を行ったことが分かる書類を添付してください。
14	申請	毎月のテナント賃料に光熱水費が含まれており、費用の増加はないのですが、申請することはできますか？	申請できません。 今回の給付金は、物価高騰の影響を受けて費用が増加している医療機関等を対象としています。
15	申請	企業内診療所や社会福祉施設内の医務室で、医療機関としての費用の増加はないのです	申請できません。 今回の給付金は、物価高騰の影響を受けて費用が増加している医療機関等を対

		が、申請することはできますか？	象としています。
16	申請	今後、施設を廃止(病床数を減床)する予定ですが、申請することはできますか？	申請時点で施設の廃止(減床)を届け出ている場合は、対象となりません。
17	申請	休床中の病床も支給金額の計算に含みますか？	令和8年3月31日時点で、九州厚生局熊本事務所に対して休床の届出を提出している病床は含みません。
18	申請	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2第7項の規定により届け出た病床数(医療法の規定に基づく許可病床以外の増床分)は、計算に含みますか？	含みます。
19	申請	複数の医療機関の開設者です。医療機関毎に申請する必要がありますか？	複数の施設を開設している場合は、「様式1号の2」を使用し、まとめて申請することが可能です。
20	申請	医療機関コードは10桁ではなく、7桁ではないですか？	医療機関コードは、都道府県番号2桁(熊本県=43)+点数表番号1桁(医科=1、歯科=3、薬局=4)+事業所番号7桁で構成されています。医科は「431」、歯科は「433」、薬局は「434」を頭に付けて10桁で記入してください。
21	申請	申請後に記載漏れや誤りに気づきました。どうすればよいですか？	人吉市保健センターへ電話でご連絡ください(電話0966-24-8420)
22	振込口座	申請者名義ではない口座を、振込口座とすることはできますか？	可能ですが、別途「委任状」を添付してください。委任状には、委任者、受任者双方の押印が必要です。また、申請書に記入した振込口座情報(口座名義、口座番号等)が確認できる書類のコピーを提出してください。
23	振込口座	インターネットバンキングを利用しています。紙の通帳はないのですが、口座が分かる書類とは何を提出すればよいのですか？	申請書に記入した振込口座情報(口座名義、口座番号等)が確認できる書類のコピーや画像データを提出してください。
24	申請後手続き	申請後、どのような手続きが必要ですか。	申請後は市で審査のうえ支払手続きをいたしますので、しばらくお待ちください。交付が決定しましたら、通知いたします。
25	申請後手続き	申請(請求)した給付金の支払時期はいつ頃になりますか。	基本的には令和8年7月までに支払を行う予定ですが、審査状況によっては令和8年8月以降となる場合もあります。

26	申請後 手続き	実績報告や、仕入控除税額の報告は必要ですか。	今回は、申請書の提出をもって実績報告とみなすため、申請と別途の実績報告は不要です。また、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分となるため、仕入控除税額の報告も不要です。
27	申請後 手続き	給付金の交付決定を受けた場合に、5年間保管しておかなければならない証拠書類等とは何ですか。	市から求めがあった場合、次の書類をいつでも提出できる状態にして保管しておいてください。 ① 市に提出した給付金交付申請書類一式の事業所控え ② 市からの交付決定等通知書（様式第2号） ③ 「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」の光熱水費及び燃料費等の物価高騰に係る上昇分が確認できる書類等（伝票、領収証、口座引落の場合通帳の該当部分 等） なお、③については、申請時に提出を求めませんが、施設・事業所等において適切に整備保管するとともに、市から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。
28	その他	給付金の税務上の取り扱いは？ 課税対象となるのか？	この給付金は、税務上、益金(個人事業主の場合は総収入金額)に算入され、課税対象となります。詳細については管轄する税務署に御確認ください。
29	その他	確定申告後に、消費税仕入控除税額の報告は必要か？	消費税及び地方消費税相当額を除いた分を対象経費としておりますので、消費税仕入控除税額の報告は不要です。
30	その他	申請書は手書きで記載し提出してよいか？	可能です。
31	その他	申請内容について、電話照会が行われることはあるか？	申請書に不備があった場合等には、修正をお願いするために、人吉市保健センターから連絡をすることがあります。問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。特殊詐欺にはご注意ください。＜電話番号＞0966-24-8420
32	その他	来年度も同様な支援が続きますか。	現時点で未定です。